

財務部 財政課の方針書

組織名	財務部 財政課
所属長名	伊藤 英明

1. 組織の使命(ありたい姿)

幸せな地域社会の実現を支えるため、持続可能な財政運営と安定した財政基盤を構築します。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・第2次総合計画後期計画と連動する財政計画の進行管理、大型公共施設整備推進のための適正な財政運営
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計の予算規模が大きく適正な予算規模の検討が必要
- ・新型コロナウイルスやウクライナ情勢等の影響による資材高騰・物価変動による本年度予算執行への影響懸念
- ・持続可能な財政運営のための事業のスクラップ(縮小・廃止)の意識の徹底

3. 今年度の『スローガン』

- ◎組織の使命を達成するため、課員一丸で課題に取り組もう！
- ◎市民の幸せを意識した財政運営を心がけよう！

4. 今年度の方針

- ・持続可能な財政運営を推進します
- ・大型公共施設整備推進のための健全財政を堅持します
- ・市民生活の向上を意識した適正な予算執行管理に努めます
- ・最少の経費で最大の効果を上げる予算執行を徹底します

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	持続可能な財政運営の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な人口減少に対応した財政計画を作成し、健全な財政運営を堅持する。 ・予算編成手法の見直し、事務事業のビルド&スクラップ、財源確保策の推進を継続し、限りある財源を効果的に配分する。 ・ホームページや市報等の活用により、市の財政状況や将来見通し等をわかりやすく伝える。
(2)	実現したい成果	新型コロナウイルス、ウクライナ情勢の影響に伴う資材・物価高騰に対応した適正な予算執行
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・財政規律を堅持しつつも、市民サービスの低下を招かないための適正な予算執行を第一に考え、資材価格等の高騰に対応した方針を定める。 ・大型公共施設整備をはじめ多くの公共事業への影響が懸念されることから、常に担当課との情報共有に努め、先手先手で対応策を考え実行するとともに、財源確保に努める。
(3)	実現したい成果	人口減少、急速な少子化の進展に伴う各種施策展開のための側面支援
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により急速に進む少子化に歯止めをかけるべく、今後市で展開する様々な各種少子化・子育て支援策を側面支援するため、限りある財源の有効活用と、ネーミングライツ導入などの歳入確保に努める。 ・常に国、県の動向・情報にアンテナを張り、有効な施策を取り入れるながら財源確保に努める。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- ・今年度の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、昨年実績比5.1%の減額となった。着実に縮小傾向にあり、将来にむけた財源確保のため、引き続き行政評価と財政計画・FM計画のマネジメントに留意する必要がある。
- ・物価・資材高騰による公共工事発注への影響が出始めている。不足する予算については、随時補正予算などで対応しているが、電気料等の高騰の影響が施設の管理運営費にも出ており、それらから増し経費については来年度の当初予算編成に反映する方向で調整している。
- ・少子化対策については、「よこての未来創生プロジェクト」として、市民及び職員の事業提案募集を行った。284件の事業提案があり、その提案内容については来年度予算においてさっそく事業化を進めるべく調整している。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- ・国から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点新地方交付金」が配分となる。交付金の使途については、生活者支援、事業者支援の観点から、所管課と緊密に連携し、効果的な事業展開を進めていく。
- ・来年度の予算編成においては、少子化の状況が危機的な状態であることを踏まえ、全庁的にその意識を共有した予算編成に取り組んでいく。しかし、物価資材高騰等の影響が多方面に与えていることから、歳出の見直しにも徹底的に取り組み、限りある財源の効果的な執行に努めていく。
- ・新たな歳入確保策としてのネーミングライツの導入については、今年度中に方針を作成し、来年度から実行できるよう準備を進める。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 令和5年度当初予算案及び大型公共施設整備事業の想定事業費(198億円)を見込んだ財政見通し(R5～R14)を作成し、市ホームページで公表した。今後の見通しでは、実質公債費比率、将来負担比率とも、健全な範囲内で推移していくことが見込まれるが、基金残高の減少、公債費の増加については毎年度慎重に検討を行い、持続可能な財政運営を行っていく。
- (2) 資材高騰、物価高騰等に対応した部分では、国の交付金を活用して市民応援商品券発行事業、あったか灯油助成拡大事業、介護保険施設等物価高騰対策事業のほか、化成肥料低減支援、肥料価格高騰支援、飼料等高騰対策支援などの農業者支援をおこなった。しかし、令和5年度以降も物価高騰等が収まっていない状況であることから、生活支援、産業支援両面からの施策展開により、継続した取り組みを進める必要がある。
- (3) 少子化、人口減少対策では、「よこての未来創生プロジェクト」として、職員及び市民から事業のアイデア提案をいただき、4つの事業(新規1, 拡充3)を令和5年度当初予算に計上した。今後も第2弾、第3弾の更なる事業化の検討を進めていく。各種事業展開に必要な財源確保策として検討を進めてきたネーミングライツ導入については、「横手市ネーミングライツ導入に関する基本方針」を策定し、ホームページで公表した。今後は、公募型、非公募型の募集要項を早期に公表し、導入に向けた取り組みを進めていく。

令和4年度

財務部 財産経営課の方針書

組織名	財務部 財産経営課
所属長名	佐々木 賢祐

1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な行政サービス提供のための財産経営

- ・横手市財産経営推進計画（FM計画）、個別施設計画の着実な推進
- ・空き公共施設の活用
- ・適正な地籍調査の実施

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・横手市財産経営推進計画並びに横手市公共施設個別施設計画の着実な推進
- ・FM計画の再配置方針で「維持」「統合減」「複合減」「譲渡」とされている各施設の方針、スケジュールの見直し
- ・横手市財産経営推進計画に対する市民理解度の向上
- ・地籍調査での所有者不明土地に対する対応

3. 今年度の『スローガン』

◎部局横断による総合的な財産運営

4. 今年度の方針

- ①横手市財産経営推進計画（FM計画）と個別施設計画の着実な推進
- ②空き公共施設の活用
- ③一筆地調査の円滑な実施

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	横手市財産経営推進計画（FM計画）と個別施設計画の着実な推進
	取組内容	・FM計画、個別施設計画を推進するための指針の作成と、施設管理部署との定期的なFM小会議の開催 ・維持施設の今後を考えるワークショップ（2年目）を開催し、対象施設の方向性を確定 ・市民へFM計画の啓発チラシの作成と配布
(2)	実現したい成果	空き公共施設の活用
	取組内容	・空き公共施設の洗い出しを行うとともに、施設情報の公開 ・公売準備のための測量、不動産鑑定、表示・保存登記の実施 ・有効利用を図るための官民対話の実施（簡易なサウンディング、不動産業者との対話、あきた公民連携地域プラットフォームの活用）
(3)	実現したい成果	一筆地調査の円滑な実施
	取組内容	・各地区の現地立会率100%を目指す 増田地区:0.08km ² 333筆、平鹿地区:0.11km ² 338筆、大森地区:0.03km ² 157筆、 十文字地区:0.05km ² 180筆、山内地区:0.14km ² 265筆 ・地籍調査事業の効率的な実施を目指して、一筆地調査の外部委託（民間委託）を検討する

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1) 横手市財産経営推進計画(FM計画)と個別施設計画の着実な推進

- ・維持施設の今後を考える市民ワークショップ(2年目)開催に向け、ファシリテーターを依頼している秋田大学の臼木教授と打合せを行うとともに、今年度対象となる4地域においてFM小会議を開催しワークショップ対象施設の検討と各施設の課題等について協議した。(8/1臼木教授との打合せ、8/24横手(女性センター)、8/25増田、8/19雄物川、9/28十文字)
- ・昨年度のワークショップで、方向性の了承が得られなかった大雄地域の3回目のワークショップ(8/30)を開催し、建て替えの検討を行うことで意見交換を行った。

(2) 空き公共施設の活用

- ・7/28に開催された民間事業者参加の「あきた公民連携地域プラットフォーム第1回セミナー」において、旧睦合小学校活用事業募集の情報提供を行った。
- ・旧山内中学校を地域活性化事業による貸付け対象として公募を行い、(株)ラパン・トルテュがドローンスクール事業を行うことで7月1日に賃貸借契約を締結した。

(3) 一筆地調査の円滑な実施

- ・4月から6月にかけて、今年度の実施地区の土地所有者(管理者)に対して説明会を開催した。
- ・大森地区(157/157筆 100%)は5月中旬までに一筆地調査(現地立会)を実施し、全筆について境界確認した。その後、各地区の一筆地調査を8月下旬まで実施した。一筆地調査の立会率は、増田地区(320/326筆)98.12%、平鹿地区(338/338筆)100%、十文字地区(178/179筆)99.44%、山内地区(353/354筆)99.72%、全体では99.41%であった。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1) 横手市財産経営推進計画(FM計画)と個別施設計画の着実な推進

- ・FM計画、個別施設計画を推進するための指針を作成する。
- ・令和4年度に対象としている横手、増田、雄物川、十文字のうち、横手、増田は市民ワークショップを開催する。雄物川、十文字は、施設の方向性が確定していたり、屋外体育施設であることからワークショップを開催せず、関係課で協議し方案を検討する。
- ・FM計画に対する市民の意識啓発を図るため、FM通信vol4を全戸配布するとともに、市民ワークショップでの意見交換を踏まえた施設の方向性等を周知するチラシを作成・配布する。

(2) 空き公共施設の活用

- ・空き公共施設の洗い出しを行い施設情報を公開することで、売買・賃貸借に結び付ける
- ・雄南のびる館及び敷地の公売検討のため、アスベスト調査、法定外測量、表示・保存登記、不動産鑑定を実施する。
- ・11月中旬に開催予定の「あきた公民連携地域プラットフォーム第2回セミナー」において、民間事業者との関係性を構築するとともに先進事例を把握する。

(3) 一筆地調査の円滑な実施

- ・一筆地調査期間内に立会の出来なかった土地所有者(管理者)に対して、立会いスケジュールの調整を図りながら、出来る限り現地での立会いに努める。また、現地立会者から地籍調査票への署名をもらい、土地の境界確認の同意・承認の書類として保存する。
- ・所有者不明により立会いが求められない土地に関して、法務局等関係機関と相談しながら適切な対応を行う。
- ・12月頃には、土地所有者による地籍図、面積等の確認をしてもらう本閲覧を行う。各地区とも閲覧率100%を目指して取り組む。
- ・一筆地調査の外部委託(民間委託)に関しては、事業費の増額、請負側の体制整備等の課題も多く、引き続き検討が必要である。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1) 横手市財産経営推進計画(FM計画)と個別施設計画の着実な推進

・「維持」施設の今後を考える市民ワークショップ(2年目)の開催を予定していた横手、増田、雄物川、十文字の4地域において、施設関係課によるFM小会議を開催しワークショップ対象施設の検討と各施設の課題等について協議した。

横手地域の「女性センター」についてはワークショップを開催して市民と意見交換を行い、増田、雄物川、十文字地域の対象施設についてはFM小会議で施設の方向性について協議し、施設の再配置方針案を決定した。再配置方針案はFM推進本部会議で決定された。

今後も、各施設の老朽化度調査、市民との意見交換等を実施し、FM計画の着実な推進を図っていく。

・公共施設の見直し方法や再配置手順について一定の基準を定めた「横手市財産経営推進計画(FM計画)推進マニュアル」を令和5年3月に作成したことから、このマニュアルを活用しFM計画と個別施設計画の着実な推進を図っていく。

・職員を対象とした「FM勉強会」を開催した。他自治体の先進的取組みを学び、公共施設マネジメントの必要性を実感した。

(2) 空き公共施設の活用

・雄南のびる館及び敷地の利活用検討のため、アスベスト調査、法定外測量、表示・保存登記、不動産鑑定を実施した。今後は、民間企業等から利活用のアイデアを募集する「サウンディング型市場調査」の実施に向け準備を進める。

(3) 一筆地調査の円滑な実施

・一筆地調査の立会として、地区全体で99.69%(1,274/1,278筆)の現地立会となった。(増田地区99.08%(323/326筆)、山内地区99.64%(277/278筆)、平鹿・十文字・大森地区では100%)

・不立会となった不協力地(3筆)、所在不明所有者(1筆)については、継続して立会依頼、所有者(管理者)の調査を図りながら現地立会に努める。また、不所在地や新たな土地の表示を登記すべき土地等に関して、県・法務局等関係機関と協議しながら適切な対応を行った。

・昨年度調査地区の仮・本閲覧は全体で96.76%(746/771筆)の閲覧率であるが、閲覧に來られなかった土地所有者(管理者)に地籍図及び地籍簿(案)の写しを送付して確認を実施している。

・一筆地調査の外部委託(民間委託)に関して、事業費を積算した結果、直営で調査した事業費の1.4倍程の事業費となることが判明した。費用対効果を検討し、実施の可否を検討する。

財務部 税務課の方針書

組織名	財務部 税務課
所属長名	新田 幸造

1. 組織の使命(ありたい姿)

適正で正確な税務行政と業務の効率化を推進します

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・正確な課税業務と業務効率化の両立
- ・申告相談職員の確保と相談業務の効率化
- ・時間外勤務の常態化解消など、職場環境の改善

3. 今年度の『スローガン』

- ◎市民の目線に立って誠実、迅速、公正に対応をしよう。
- ◎良好な職場環境を実現し、住民サービスに反映させよう。

4. 今年度の方針

- ①公平公正な課税の推進
- ②将来を見据えた申告相談体制の検討
- ③申告相談職員の確保と育成
- ④電子化の推進による業務効率化
- ⑤相続登記誘導による適正課税の推進

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	公平公正な課税の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人及び法人の未申告調査を行い、未申告の個人・法人を可能な限り解消する。(目標解消率 個人市民税 80% 法人市民税50%) ・保険税(料)に係る転入被保険者の所得を把握するため、前住所地への照会を確実にを行う。 ・相続人への適切な課税を行うため、相続人代表指定届の提出を促すとともに相続登記の誘導を行う。(相続人代表指定届提出割合73%以上を目指す)
(2)	実現したい成果	申告相談実施体制の確保
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告相談業務経験のある職員を中心に部局を越えた応援体制を確保する。 ・申告相談業務経験年数の浅い職員へより実践的な研修を実施する。 ・持続可能な申告相談体制構築のため、現状把握・分析及び将来を見据えた体制の検討を行う。
(3)	実現したい成果	電子化の推進による業務効率化
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAのさらなる活用についての検討や既存ソフトの機能を最大限に活用した業務の効率化により労働時間の削減を図る。 ・法務局から市町村への登記済通知書がオンライン化による受渡しが可能になったことから、法務局及び登記履歴管理システム委託業者と協議を行い、令和4年度からの実現を目指す。 ・固定資産管理システムについて、LGWAN回線を利用したクラウド化を実現し、住民サービスの向上と窓口業務の効率化を図る。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

●各税の納付書発送

- ・5/6固定資産税納通発送
- ・5/6軽自動車発送
- ・5/13市県民税特別徴収発送
- ・6/10普徴発送
- ・7/13国保・介護・後期高齢発送

【公平公正な課税の推進】

・未申告の解消の取組では、個人市民税について4月下旬、6月下旬に未申告者への通知を行い、未申告者の解消に努めた。新型コロナ蔓延前は会場を設営し、申告受付していたが、一昨年度からは会場設定せず郵送あるいは窓口で申告受付を行っている。(9月末時点で未申告解消率 81.3%)国保、後期高齢、介護保険でも転入被保険者には所得照会を行い、未申告者には通知で照会し解消を図った。

・固定資産税では、死亡者課税をなくすため、また所有者不明土地の解消のため、納税義務者が亡くなったときは「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行っている。令和4年1月～6月までの死亡者について、9月末現在での相続登記異動・相続人代表届出の合計割合は81.7%となっている。

【電子化の推進による業務効率化】

・生活保護減免に係る処理をRPAで行った。手入力では7時間ほど要する時間を自動で作業が行われ、3時間58分で完了している。

・法務局から市町村への登記済通知書がオンライン化による受渡しについては、7月より実施済である。

実施後は、通知書を班ごとに分別し、大字小字コードの記入作業が37.5時間ほど要する時間を約12.5時間で完了している。また、税務署・県へ報告する不動産取得の異動抜き出し作業は、コピー機を占領できる時間外に4時間ほど要する時間を、業務中に1.5時間で完了している。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

【申告相談実施体制の確保】

・今後市全体の職員数が減ってくることを視野に入れ、申告体制もより効率的な体制となるよう検討する必要がある。

・今年3月に行った申告相談では、前年比較で市の会場での確定申告件数は96.0%、住民税申告件数は96.8%となっている。相談にあたる職員の延べ人数も前年比90.8%と減らしている。次回の令和5年度申告でも前年より日数・職員を減らす体制で検討している。また、将来的な申告会場の見直しを見据えて、申告会場数を一日4カ所程度まで減らす方向としたいため、それに向けた課題を洗い出し、体制の検討を行う(今年度も引き続きアンケートを行う)。

《◇会場の選定 ◇周知方法 ◇市から税務署へ送る確定申告書の紙ベースから電子送信への切替 ◇e-Tax・スマホ申告の推進、住民税の郵送申告の推進など》

【電子化の推進による業務効率化】

・固定資産管理システムのLGWAN回線を利用したクラウド化については、来年度当初予算での予算措置を目指し、業務の効率化に加え、経費節減の面からも推進していく。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1) 公平公正な課税の推進

・未申告の解消については市県民税、法人市民税ともに目標数値をクリアし、一定の公平性を保つことができた。また、国保、後期高齢、介護保険でも転入被保険者には所得照会を行い、未申告者には通知で照会し解消を図った。未申告の解消は、市民税額の影響、国保税等の軽減判定や税額(料)への影響など課税の公平性を保つために大変重要な要素となるため、今後も解消率向上を目指し推進していく必要がある。

・固定資産税では、死亡者課税をなくすため、また所有者不明土地の解消のため、納税義務者が亡くなったときは「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行った。

(2) 申告相談実施体制の確保

・昨年に引き続きコロナ渦での申告相談であったが、感染対策を万全に行い、無事に終了することができた。また、郵送での申告や確定申告をe-Taxなどの電子申告に誘導する取り組みを行ったことにより来場者数は減少傾向となっている。

・今後の職員数減少も見込み、将来的な申告会場の見直しを見据えて、申告会場を一日4箇所まで減らして実施するとともに、昨年度に引き続き来場者アンケートを実施した。なお、申告会場の場所や日程については、今後も引き続きの検討が必要となる。

(3) 電子化の推進による業務効率化

・RPA処理の実施については、①生活保護減免の処理に加え、②三枚橋区画整理に伴う換地処分地の閉鎖と新設(11月処理 閉鎖706筆 約2.5時間、新設493筆 約4.5時間)、③農地中間管理機構に貸付された遊休農地の軽減処理(2月処理 512筆 約3時間)などで実施し、業務の効率化を図った。

・法務局から市町村への登記済通知書がオンライン化による受渡しについては、7月より実施済であり、実施後は、所要時間の短縮などの効果が現れている。

・固定資産管理システムのLGWAN回線を利用したクラウド化については、来年度当初予算で予算措置済であり、業務の効率化に加え、経費節減の面からも次年度事業として推進していく。

財務部 収納課の方針書

組織名	財務部 収納課
所属長名	菊地 進

1. 組織の使命(ありたい姿)

納税は国民の義務であることを基本に、収納の面から公平性を担保し、財源の確保により市民生活の向上を目指します。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ①滞納額及び滞納者数の削減
- ②適正で効率的な業務の執行
- ③全庁での統一的な債権管理の実施と未収債権の解決

3. 今年度の『スローガン』

◎自分を磨き、チーム力に貢献しよう

4. 今年度の方針

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
- 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
- 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
	取組内容	①コンビニ収納等の円滑な運用と口座振替の推進により納期内納付率を高める。 ②市報、かまくらFM等の活用で、納期の周知と、納め忘れの注意喚起を行う。 ③共通納税制度拡大に対応するための協議と準備を行う。
(2)	実現したい成果	適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
	取組内容	①課内、地域局との情報共有により、共通した認識のもと収納業務にあたる。 ②研修受講等により滞納整理技術の向上と事務執行レベルの高平準化を図る。 ③徹底した財産調査による、メリハリのある滞納処分を早期に行う。
(3)	実現したい成果	ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
	取組内容	①債権管理のルールに基づいた適正な管理を徹底する。 ②法的措置が必要な未収債権の回収に債権収納管理一元化制度を活用する。 ③徴収緩和措置の適切な執行に向けた情報の連携を図る。 ④債権管理スキルの向上を目的とした庁内研修会を行う。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
 - ・かまくらFM,市報、屋外看板等で市民に納期と納税手法の多様化の周知を図った。
 - ・未納者には、通常の督促状に加え、9月に第1回目の催告書を発送し、早期の納付を促している。
 - ・現年課税普通徴収の収納率はすべての税目で前年同期を上回っている。
- 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
 - ・課内打合せ、地域局との連絡調整により、納税相談等の技術の平準化を図った。
 - ・コロナ禍により外部研修受講は控えているが、職員相互の情報共有によりレベルアップを図っている。
 - ・預貯金調査をはじめ、徹底した財産調査に基づく滞納整理を行っている。
- 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
 - ・債権管理推進委員会を開催し、その方針に基づき未納債権の圧縮に取り組んでいる。
 - ・債権管理業務上級者研修会を開催し、担当職員のレベルアップを図った。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
 - ・引続き、納付手法の多様化のPRと、納期の周知を図り納期内納付を促進して、新規滞納者の発生を抑制していく。
 - ・12月、3月に催告書を発送し、収め忘れの方に注意喚起を行い、滞納状態の早期解消を促す。
 - ・共通納税制度の来年度からのスムーズな運用ができるように万全の準備を行う。
- 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
 - ・収納課職員及び市民サービス課税担当の相互研修を行い、職員の更なるレベルアップを図る。
 - ・財産調査と滞納整理の新たな手法を模索し続ける。
 - ・電子納税の普及に伴う収納業務について問題点等を洗い出し、対応策を講じていく。
- 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
 - ・引続き、債権管理業務上級者研修会を開催する。
 - ・特定債権の圧縮に向けた相談業務を行う。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
 - ・納付手法の多様化の周知により、現年の収納率は前年同期より高い水準で推移している。督促状の発布件数も減少傾向にあり、納期内納付が進んできている。
 - ・次年度から始まる共通納税対象税目拡大に向けての準備は、滞りなく進捗している。また、納付手法の更なる多様化の妨げとなる督促手数料徴収を廃止し、納税者の利便性の確保と、新たな行政コストの発生を抑制した。
 - ・今後も、新たな納付手法の周知と、早期の督促・催告に努め、新規滞納者の発生抑制に努める。
- 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
 - ・差押土地の公売を十数年ぶりに行った。ノウハウを継承するためにも年に数件は差押物件の公売を行っていく。
 - ・預貯金調査の電子化に取り組み、効率的な財産調査に資することができた。今後も効率的な財産調査と徹底した滞納整理を行う環境整備に努めていく。
- 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
 - ・収入見込みのない滞納繰越債権の滞納整理に努め、税以外の未納債権を大きく圧縮した。
 - ・研修等により債権管理職員の資質の向上に努め、適正な管理手法の徹底を図った。今後も定期的に研修会等を実施することにより、職員のレベルアップを図っていく。

財務部 契約検査課の方針書

組織名	財務部 契約検査課
所属長名	稲川 顕

1. 組織の使命(ありたい姿)

<ul style="list-style-type: none"> ・透明性、公平性、競争性が確保された入札契約制度の確立と適正な事務執行を図る。 ・公共工事等の品質確保に努め、地域経済の活性化に寄与する。
--

2. 組織の抱える課題(現状)

<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な契約検査事務。 ・時期による契約件数及び検査件数の集中。 ・発注課作成書類における不備。 ・法律等の改正に伴う対応。
--

3. 今年度の『スローガン』

<p>◎チーム力で適正かつ効率的な契約検査事務を</p>

4. 今年度の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保 ・工事発注が不慣れな部門に対する指導 ・R5～R6年度 入札参加資格登録の確実な事務処理
--

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	適正で効率的な契約検査事務の執行
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定めた日程の順守徹底 ・経常的な年間契約締結(準備契約)の適正な運用指導 ・検査の簡素化
(2)	実現したい成果	公共工事等の品質確保
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事発注が不慣れな部門に対する事前指導 ・発注課監督職員への指導 ・工事成績評定の適切な運用 ・施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶
(3)	実現したい成果	公平かつ公正な入札事務の執行
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発注関係公表書類の不備の撲滅 ・入札参加資格者名簿の適正な運用 ・R5～R6年度適用入札参加資格者名簿の策定

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1)適正で効率的な契約検査事務の執行

- ・定めた日程の順守徹底
契約審査会審議に向けた発注課の日程順守を促すため、都度掲示板にて周知を図ってきたことから、以前には散見された締め切り後の案件提出はほとんどなくなっている。
- ・検査の簡素化
効率的な事務処理および工事品質確保を目的に、複数の確認表を統合した「施工プロセスのチェックリスト」を新たに作成した。

(2)公共工事等の品質確保

- ・発注課監督職員への指導
発注課における適切な現場把握が公共工事の品質確保につながるため、監督職員に対し、進捗状況等のチェックを徹底するよう指示してきた。また、当課においても施工現場巡回によるチェックを実施、問題点等を指摘するなど指導を行ってきた。
- ・工事成績評定の適切な運用
上半期で28件の工事完成検査を実施。現場状況や書類整備状況より、発注課の過大評定については適宜見直しを指示した。
- ・施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶
過去に成績評定の思わしくなかった事業者が施工する工事に対し、現場確認・指導を段階的に実施してきた。

(3)公平かつ公正な入札事務の執行

- ・発注関係公表書類の不備の撲滅
年度当初に、指名漏れによる発注取り止めが2件続けて発生したことから、掲示板にて注意喚起を行った。それ以降、同様の案件は発生していない状況。
- ・入札参加資格者名簿の適正な運用
契約審査会1号審査を4回実施し、適切に名簿を更新している。また、コロナ禍により実施を見合わせていた営業所実態調査を行っている。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)適正で効率的な契約検査事務の執行

- ・経常的な年間契約締結(準備契約)の適正な運用指導
4月1日締結を要する契約に関し、前年度(新年度予算議決後)の準備手続きが円滑に実施されるよう周知・指導を行っていく。
長期継続契約に関しては、意向調査を前年度(新年度予算要求時点)に実施し、対象課室所への事前指導を行っていく。
- ・検査の簡素化
新たに作成した「施工プロセスのチェックリスト」を10月1日より施行。

(2)公共工事等の品質確保

- ・工事発注が不慣れな部門に対する事前指導、発注課監督職員への指導
検査に向かうための準備等、より丁寧な事前指導を実施していく。
- ・工事成績評定の適切な運用
下半期に入り検査数が多くなることから、発注課に対し、完成検査終了後速やかな評定の実施・提出を促していく。
- ・施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶
引き続き、該当事業者に対するフォローアップを実施していく。

(3)公平かつ公正な入札事務の執行

- ・R5～R6年度適用入札参加資格者名簿の策定
2年に1回実施している名簿策定期間に入る。事務量が大きく正確性を求められる作業となるため万全の態勢で臨みたい。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1)適正で効率的な契約検査事務の執行

- ・準備契約事務に関しては、適正な実施に向けた周知・指導に努め、長期継続契約に関しては、更新期を迎える課への指導を行った。来年度から開始予定の契約業務電子決裁に関しては、事務処理がスムーズに進むよう職員研修の充実を図る。
- ・検査の簡素化に関しては、下半期より施行を開始した「施工プロセスチェックリスト」対象工事が9件あり、施行によりチェック書類の削減、適切な成績評定につながった。時期的に集中する検査事務を適宜調整し、工事完成検査145件、工事部分検査2件、物品納入検査10件を完遂見込。

(2)公共工事等の品質確保

- ・工事発注が不慣れな部門に対しては、工事発注マニュアルの活用や、技術的な相談を密にしながら指導を実施。発注課監督職員に対しては、標準工期の設定・進捗状況確認・変更契約締結等を指示。あわせて、施工途中箇所巡回・指導により、工事の品質確保に努めた。

(3)公平かつ公正な入札事務の執行

- ・入札参加資格者名簿に関して、R3～R4名簿については四半期ごとの随時更新を遅滞なく実施。R5～R6名簿については、事前に実態調査に入った営業所もあり、これまで以上に踏み込んだ精度の高い名簿策定を行うことができたものと考えている。